

第十三回 参議院外務委員会會議錄第七号

昭和二十七年二月二十八日(木曜日)午前十時四十一分開会

出席者は左の通り。

委員長 有馬 英二君
理事 吉川末次郎君
委員 杉原 荒太君
國 伊能君
平林 太一君
中山 福蔵君
太隈 信幸君
兼岩 傳一君

政府委員

外務政務次官 石原幹市郎君
總理府事務官(賠償庁) 河崎 一郎君
次長(心得) 坂西 志保君

事務局側

常任委員 坂西 志保君
常任委員 久保田實一郎君
常任委員 久保田實一郎君

説明員

外務省國際協 須山 達夫君
力局第一課長 齊藤 正君
厚生省事務局 齊藤 正君
生省事務局 齊藤 正君
生省事務局 齊藤 正君

本日の會議に付した事件

○ボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案(内閣送付)

○千九百二十五年二月十三日に「ヘーグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日に

第五部 外務委員会會議錄第七号

パンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された條約に關する協定、條約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について承認を求めめるの件(内閣送付)

○派遣議員の報告
○神奈川縣辻堂元海軍演習地を進駐軍演習地に指定反對の陳情(第三〇八号)
○アメリカ駐留軍の國立文教地区内ホテル等利用に關する陳情(第三四五号)

○委員長(有馬英二君) 只今から外務委員會を開会いたします。

先ずボツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基く賠償庁關係諸命令の措置に關する法律案を議題といたします。この法案に對する政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(河崎一郎君) 只今議題になりました「ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く賠償庁關係諸命令の措置に關する法律案」について、その提案理由を御説明いたします。

本案を提出するに當り、政府が考慮いたしました点は次の通りであります。

平和條約の締結に伴いまして、ボツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く賠償庁關係の諸命令中、朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産の整理に關する政令につきましては、当該整理がお半年余を要し、當然條約発効後に亘ると思われま

昭和二十七年二月二十八日【參議院】

すので、これを引続き法律としての効力を有するごとく措置いたしたいと存する次第であります。

又特定財産管理令につきましては、戦犯未決中の財産管理は、條約発効後は條約においてその必要も明記されておらず、總司令部の意向としましては、廢止して差支えない趣きでありましたので、今般政府としまして、これを廢止したい所存であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに可決されますよう希望いたします。

○委員長(有馬英二君) 本法案に關し御質疑のおありのかたは、順次御質疑を願います。

○吉川末次郎君 提案の御説明を承わつたのですが、當然私たちがよく知つていなければならぬことであるのでしうが、十分によく知らないから承わりたいと思つて、この「朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産」とか、或いはもう少し提案の理由説明についてお述べになつた事柄について、具體的によくわからないものとしてお話を願えませんか。例えば「朝鮮總督府交通局共済組合の本邦内にある財産」といふようなものは、どういふようなものがあるのか、或いはそれを邦貨にすればどれくらいになるとか、或いは國際的な法律關係であるとか、そういうようなことについてもう少し具體的に……。

○政府委員(河崎一郎君) 朝鮮總督府交通局共済組合の持つております本邦

内の財産の一番大きなものは、新橋の駅の近くにございまして、パシフィック・ビルと申しまして、元總督府の東京出張所の建物でございまして、それ以外にも東京に家屋、それから銀行預金も多少あるのでございしますが、全体といたしましてその資産は、四千五百万円程度のものでございまして、この財産を数年前に總司令部の命令によりまして、共済組合の組合員に清算して分配するやうにという指令が出たのでございまして。これはこの種の財産は、或いは韓國側から要求があり得た財産でございまして、幸い司令部のほうでも、この種の財産は日本人の共済組合關係の財産であるというふうな決定をいたしてございまして、幸い日本國內で關係共済組合員に分配するやうにということと、清算整理を進めて参つたわけでございまして。組合員は大体二万五千名ぐらゐでございまして、全財産を分配いたしましたも、一人当たり極く僅かなものでございまして、それでできるだけ公平に、これは一時金債務者と年金債務者と二種類ございまして、この二万数千名のものにこの財産を公平に分けるやうに、現在清算を進めておるわけでございまして。

○吉川末次郎君 それから法律關係ですが、ボツダム政令との關係や、そういうようなことですが、一応わかり切つたことかも知れませんが、私弄み込めないから、その点をよくお話を願いたい。

○政府委員(河崎一郎君) この財産の

整理につきましては、從來が勅におきまして、いわゆるボツダム政令によりまして、政令第四十号を公布して、整理をやつて参つたのでございまして、今度いわれるが勅なるものが、占領終了と同時になくなりまして、法律を以てこの整理を行くことに相成つたわけでありまして。

○委員長(有馬英二君) ほかに……。

○國伊能君 只今の吉川君の御質問に關連して承わりますが、そうするとこれは分配事務がまだできないから、分配事務の完了するまでボツダム政令と同一の方法によつてこれを執行するということとでございましてか。

○政府委員(河崎一郎君) そういうことでございまして。全然從來やつておりましたことをそのまま継続するだけでございまして。ただ清算期間がここ数か月かかるから、その必要があるというのでございまして。

○杉原荒太君 この法律案だけじゃなく、すべて今度のボツダムに基いて政令の整理に關する法律案一般に關することなんです。第二條、これは念のためにお聞きしておきたいのですが、前條に規定する命令は、これ／＼の法律としての効力を有するやうに規定してございまして、この勅令に限らずすべてこのやうな書き方になつておるやうでありますか、どうですか、僕はそこを、ちよつと疑問に思ふのだが、命令に法律としての効力……命令が法律になる、或いは法律と同等の効力を持つというその觀念

の仕方がどういふことですか、ちよつと私が前から疑問にしておるのです。……むしろ法律と同一の効力を有するといふのならよくはつきりするのです。……これは法令が法律となるのですか、法律としての効力を有するといふのですか。……これは御研究の結果、なつたことだと思ふのですが、どうも私はここが疑問に思われるのですが……

○政府委員(河崎一郎君) これは法律そのものに……命令が法律そのものになるわけでありませんで、法律としての効力を有するものとなるといふことに私は解釈しております。

○杉原龍太君 言ひ表わし方がちよつと何だけで、つまり法律と同一の効力を有するといふことと同じなんです。……そうですね。

○政府委員(河崎一郎君) そうなんだと思ひます。

○委員(有馬英二君) ほかに御質疑はございせんか。……御質疑がなければ……

○委員(一君) 何についてですか。

○委員(有馬英二君) ボツダム宣言の受諾に伴ひ発する命令に関する件に基く賠償庁関係諸命令の措置に関する法律案の提案理由を今聞きますして、質疑をしておりますわけでありませう。

○委員(有馬英二君) それでは次に千九百二十二年一月二十三日に(ヘイグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、条約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書への加入について

承認を求めるの件を議題といたしませう。本件に関する政府の提案理由の説明を求めます。

○政府委員(石原幹市郎君) 今議題となりました千九百二十二年一月二十三日に(ヘイグで、千九百二十五年二月十一日、千九百二十五年二月十九日及び千九百三十一年七月十三日にジュネーヴで、千九百三十一年十一月二十七日にバンコックで並びに千九百三十六年六月二十六日にジュネーヴで締結された麻薬に関する協定、条約及び議定書を改正する議定書並びに附屬書につきまして提案理由を御説明いたします。

この協定及び附屬書は、一九四六年十二月十一日にニューヨーク州レークサタセスで署名されたものでありまして、その加盟国は、一九五一年六月末日現在五十三国に上つております。

この議定書及び附屬書の目的は、國際連盟が解消した結果、前述の諸条約が連盟に与えていた一定の任務を履行する機關がなくなつたことに鑑みまして、これらの任務を國際連合及び世界保健機關に引継がしめることとあります。

我が國は、前述の諸条約中一九三六年のジュネーヴ条約を除いたほかの五条約の加盟国でありますから、これらの諸条約に規定する國際協力を再び開始するために、この議定書及び附屬書に加入することが必要であります。……

加入について御承認を求める次第であります。右の事情を了察せられ、慎重御審議の上本件につき速かに御承認あらんことを切に希望いたします次第であります。

○委員(有馬英二君) 御質疑のおありのかたは順次御質疑を願ひます。

○吉川末次郎君 これも先ほどと同じような、聞かなければならぬことをばお尋ねするわけなんです。……大体この協定、條約、議定書といふようなものの内容を、麻薬について大体どういふことを中心として規定せられたものなんでしょうか。……それをもう少し具体的に話して頂きたいと思ひます。……それは、或いは我々の手許に配付されておりますが、明書にも書かれていふと思ひますが、その説明書の中の、どこを読めばそれがわかるかといふようなことを御説明を願ひます。

○説明員(須山達夫君) 説明書の中には只今までの、ここに挙げました六組の條約につきましては、その概要を説明した部分は突は入つておりませんのであります。……ちよつと御説明申し上げます。……これは六組を細かく説明いたしますと大変長くなりますので、極く簡単に申し上げますと、一番初めの一九二二年の條約は、生阿片、阿片煙膏及び藥用阿片並びにモルヒネ、コカイン、ヘロイン及びこれらの物質から製造し又は誘導した薬品と同様の害毒を惹起し又は惹起し得べきものの濫用を漸次禁止するために、第一に、締約國が、このよ

うな物質の生産、分配、使用、輸出及び輸入を制限し又は禁止すべきこと、第二に、中國及び中國と條約を締結し又は中國に治外法権を有する國が、中國に

おける前記の制限若しくは禁止に協力し、又は制限若しくは禁止のための取締及び監督のための措置をとるべきことについて規定したものであります。

次に一九二五年には二つございまして、最初の協定のほうは、イギリス、中國、フランス、日本、オランダ、ポルトガル及びシヤムの諸國が、阿片煙膏の使用を一時的に許されているこれらの國の極東の屬地及び領域(租借地又は保護領を含む)において一九二二年の國際阿片條約第二章の規定する阿片煙膏の製造、國內取引及び使用の漸進的且つ有効な禁止を實行するために、前の條約の補充的協定をしたものであります。

このために第一に、原則として政府により特許された者が行ふ阿片の小売の場合を除いて、阿片の輸入、販売及び分配は、政府の独占事業とすべきこと、又、販売のための阿片煙膏の製造も事情の許す限り政府の独占事業とすべきこと、第二に未成年者の間に阿片吸食の習慣の傳播を阻止するためにのすべての措置をとるべきこと、第三に前記の屬地及び領域からの阿片の輸出を禁止すべきことについて規定いたしております。

これは我が國といたしましては現在のところ、阿片煙膏の使用を一時的に許容されているような地域が支配の下になつておるもので、關係が殆んどなくなつておる條約であります。……それからその次の同様の國際條約は、やはり一九二二年の國際條約を一層有効に実施するために阿片その他の麻薬の生産及び製造の制限を強化し、且つ、國際取引の一層嚴重な取締及び監視を行うことを目的としたものであります。……このために第一に、締約國が生阿片及びコカ葉、こ

れはコカの葉であります。……その生産、分配、輸出及び輸入を取締るべきこと、又藥用阿片、コカイン、エタコニン、モルヒネ、ヘロイン、インド大麻のガレックス製剤(エキス及びチンキ)並びに同様の濫用の虞れがあり、且つ同様の害毒作用を惹起し得べき麻酔劑の製造、輸入、販売、分配、輸出及び使用を専ら醫藥用及び學術用に制限するための措置をとるべきこと、第二に阿片常設中央委員會が國際連盟理事會により任命せられ、締約國が、この委員會に、醫藥用、學術用その他の目的で國內消費用として輸入すべき量の見積並びに生産、製造、分配、輸出及び輸入の量に関する諸種の統計を毎年提出すべきことについて規定いたしております。

これはまさに日本として遵守しなければならない部分を含む條約であります。

その次が一九三一年の條約であります。……これは麻薬の製造制限及び分配取締に関する條約でありまして、麻薬の製造を醫藥用及び學術用の世界の正當な需要に制限し、並びに麻薬の分配を取締るために一九二二年の條約及び一九二五年の條約を補足するものであります。

このために、第一に、締約國が常設中央委員會に毎年提出する見積の樣式を完備し、提出された見積は、國際連盟の阿片及び他の危險藥品の取引諮問委員會、常設中央委員會、國際連盟保健委員會並びに公衆衛生國際事務局が任命する者からなる監督機關により検査されること、第二に、締約國が醫藥用及び學術用として製造し得る危險藥品の數量を制限すべきこと、第三に、ヘロイン及びその製劑の輸出を禁止すべきこと、第四に、一九二五年の

国際阿片条約が規定しているその他の危険薬品の製造、輸入、輸出及び分配を取締るべきこと、第五に、この条約の規定を適用し、薬品取引を規律し、監視し及び取締り、且つ、薬品中毒の蔓延を防止し及び不正取引を禁止するための措置をとることにより中毒撲滅運動を行うために、締約国が、すでに設置していない場合には特別の行政機関を設置すべきことを規定してあるものである。

その次は一九三一年の阿片吸食防止に関する協定であります。これは、英国、フランス、インド、日本、オランダ、ポルトガル及びシヤムの諸国が、その極東の属地及び領域において一九二二年の国際阿片条約第二章、つまり阿片煙膏の製造、国内取引及び使用の漸進的且つ有効な禁止の措置をとること、並びに一九二五年のジュネーヴ協定の適用に関する状況を審査し、且つ、吸食のために阿片の使用の防止を実現することを目的とするものであります。このためにいろいろ規定を設けておりますが、これはやはり阿片の吸食というものが行われておる地域を持つ国の条約でありまして、實質的には我が国はこの条約と現在関係がなくつておるわけでありまして、その次は一九三六年の危険薬品の不正取引防止に関する条約であります。これは先ほどちよつと触れましたように、我が国はまだこの条約に批准いたしていません。その内容は一九二二年の国際阿片条約、一九二五年の第二阿片条約並びに一九三一年の麻薬の製造制限及び分配取締に関する条約の規定の違反行為を禁止するための手段を強化し、且つ、これらの条約に掲げ

られた薬品及び物質の不正取引を現下の事態において最も有効な手段により防止することを目的とするものであります。

○委員長(有馬二君) 麻薬の取締その他について厚生技官齊藤君に説明を求めます。

○説明員(齊藤正君) 麻薬取締の機関として厚生省に麻薬取締官の制度がございます。これは麻薬取締法の第五十二條の二によりまして定員は二百五十名以内になつておりますが、現在百八十名程度でございます。それでこの百八十名の麻薬取締官は各都道府県に麻薬の取引上不正取引の程度に応じまして、東京の三十数名から、小さい県で二名、そういうふうに分けまして、麻薬の治安の悪い所には余計に配置してございます。それでこの取締官を直接に取締る官庁として地区麻薬取締官事務所を札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、高松、広島、福岡の八カ所に置きまして、ここに地区事務所を置いて直接に監督されております。この八カ所の地区麻薬取締官事務所を厚生省の業務局内の麻薬課が監督しております。この麻薬取締官は特別司法警察官としての職務を行うことができます。小型武器もピストルも携帯しております。そのほかこれが麻薬の取締の専任職員でございます。勿論一般の警察官も麻薬の取締をいたしております。そのほか海上保安庁、税関、まあいろいろた役所のかたが麻薬の取締に當つてゐるわけでございます。それで現在の麻薬の不正取引、これは不正取引に供せられてゐるのは、過去二、三年間は相当戦時中の麻薬

がございましたが、現在は殆んど密輸入によるものでございます。而もその品目は殆んどヘロインに限られております。果してそのヘロインの密輸入される経路は、密輸入そのものの経路を見出すというところは相当困難でございますが、私のほうの得ました今までの情報によりますと大体二つの経路に分れます。それは先ず支那から大きな船で持つて来る、それが一つでございます。それからもう一つが朝鮮等から小型の船で九州の北部又は山陰に入つて来る、こういう二つの経路があるようでございます。その二、三の事例を申し上げますと、一つは去年香港から呉に入つた船で三キロ何らかのヘロインを持つて来ております。それから北鮮から入つたもので、元山から神ノ島を経まして、よくその経路は判然とはいたしておりませんが、約一キロのヘロインを持つて来た例がございす。その他大阪、神戸その他で一般の密売者によつて市販されておりますヘロインの出所と申すものは、大体品質その他から推しまして支那のものが多く、よくございす。現在日本ではヘロインの使用並びに処理というものが一切禁止されておりますので、現在日本で見出されるものは国内における密造か又は密輸入に待つものと見て差支えないと思ひます。密輸入のルートといふのは大体そのようでございますが、結局麻薬の取締をいたしますのは、中毒者があるために麻薬の不正取引といふものが行われるからでございます。中毒者の数は的確な数字を把握するといふことは相当困難なことでございす。今までの得ました情報によりますと大体五千ぐらいでございます。

併しこれは犯罪等で上つた又はお医者さん等が診察の結果届出たものでございすので、潜在的な中毒者の数は相当数に上るものと思われます。これらの人たちの大部分は、戦前の中毒者と申しますものは医療のためになつた人が非常に多くございす。従つてその年齢もいろいろ若い人もあり年寄りもある。そういう状態でございす。戦後は若い人が非常に多くなつてございす。統計的には二十代の人が一番多い。而も戦前においては麻薬の種類も種々雑多でございす。現狀では殆んどヘロインでございす。ヘロインは御承知のように一番害毒の多いものでございまして、世界各国ともこれの使用を禁止なり何なりして、毒害を防ぐとしてゐるわけでございますが、そのヘロインが殆んど大部分を占めております。それでどういつた人たちがまあ数字に現れたもので五千名、その約十倍くらいあるのじゃないかといふことが予想されますが、そういう人たちが毎日これは欠かさず麻薬といふものを……まあ麻薬は毎日使用しなければならぬものでございすから、少くとも毎月十キロ、最低十キロ程度のものは入つてゐるのじゃないか、密輸入されてゐるのによろ考えられます。それから、それじやヘロインとか、麻薬といふものは一体どのくらい入るか申しますと、結局密輸入するといふのは相当価格が高いために、利潤が多いためでございますが、価格は品物が多いと、少いと、それによつて左右いたされます。まあ普通の値段でございす。一グラムが大体五千円でございす。高

は五グラム瓶一本を売買するときの価格でございますが、その中毒者に普通の密売者が売るような場合は、これは一グラムを分けて百包ぐらいにいたします。で、大体一万円程度になるのが普通でございす。従つて一キロ密輸入すれば最低五百万円乃至一千万円になる、こういう密輸入すると非常に有利なものでございす。それで、じや今までに違反者として大体挙げられております者は、まあ年によつて多少の差はございす。過去においては一般の医療関係者の間にもまあ法に慣れないために、最近の違反者として挙げられたものは殆んどそういう医療関係に携わる、いわゆる登録者でございす。而もその中の三〇％といふものは大体朝鮮人乃至支那人でございす。相當なパーセンテージで、絶対数はともかくとして、密売乃至密輸入といふものは第三国人による数が非常に大きなものでございす。大体以上でございす。

○中山福蔵君 ちよつと厚生技官にお尋ねいたしておきたい。この麻薬取締に関する刑事責任で、行政処分との牽連関係をちよつと尋ねておきたい。なんですか、この麻薬取締法違反によりまして刑事上の責任があるという場合においては、検事は誠に気の毒だから一応起訴猶予にするというような場合、行政処分行為、例えばその処置を禁止するとかですね、まあ的確な例を申しますと医者の場合ですね、そういうような場合に処分行為だけ受け

て、刑事上の責任を負わぬ。又、刑事上の責任を負つても、負うと同時に行政処分といふゆる処置の禁止を喰ふ、二重の刑罰がここに加わるわけですね、そのときに行政処分というものと刑事責任という取扱は、これは両方相対立して行われるというふうなふうな私どもは考えておりますが、刑事責任を負うた場合においてのみ行政処分を受けるという附随的な立場をとるといふことが、最も理想的じゃないかという気もするんですが、そういうところはどうかにお考えになつておるんでしようか。

○説明員(齊藤正君) 今までは占領下という特殊事情で或る程度無理の場合もござりました。併し将来はおつしやられたように、できるだけ刑事責任を負う場合にのみ主として行政処分をする、そういうふうにお考えしております。ただ従来はやや異なつた点がござりました。

○中山福蔵君 もう一つ重ねて念のため尋ねて置きますが、麻薬は所持を禁止しておりますね。勿論麻薬の所持というものは無資格者は禁じられるわけですね。

○説明員(齊藤正君) そうでございます。

○中山福蔵君 併し医者はみんな許可を受けておる場合には所持できるわけですね。そこで今一家のうちに甲乙という二人の医者がおつて、便宜上同居しておる関係から、一人の医者のみが麻薬を使用する許可を受けておる、乙なる医者は面倒くさいからそういう許可を受けていない。そこへ患者が来て、甲なる医者がその麻薬を使用するのが非常にも忙しのために乙に委任し

て、乙がその麻薬使用の代行行為をやつたという場合には、この乙というものは従来は罰せられておりますね、而もそれは医者なんです。免許を受けていないから罰するということになつておる。これは医者の場合においてはそれは許すという事は常識としては当然じゃないか、例えば非常な危険な状態でも盲腸炎を切開しなければならぬ、もう生命が時間を争うときにはつて来ておる、そのときに若しその代行する医者が麻薬を使うことができなかったら切開はできないですね。そういう場合においてこの麻薬取締法というものはどういふふうな建前を厚生省としてはおとりにするつもりですか、一つ伺つて置きたいと思つてます。そういう例は田舎なんかに行つて見ますとたくさんあるんです。

○説明員(齊藤正君) 今おつしやられた例の場合は、これはたとへ非取扱者であつても盲腸炎の切開手術をする、そういうつたような場合はこれは当然使用し得ると思つてます。

○中山福蔵君 ところが、それが今法廷に引かれて明日いよいよ裁判になつておる事件が一つある。それは医者なんです、それを代行したためにやられおる、これは誠に不都合極まりない、周到なる注意が立上らねばならぬ、これは誠に不都合極まりないと思つてます。こういう点も今日はそこまで突込んで聞くことはどうかと思つてますが、あなたは厚生技官ですか。

○説明員(齊藤正君) そこで緊急手術や何かに当る場合だつたら当然使用し得ると思つていただけます、併し一方において麻薬取扱者でなければならぬ、

のことはしてはならないという三条の規定があるわけでありまして。

○中山福蔵君 こういう関係は、国際法と云ふもの、あるいはその研究すれば、その中に日本自身の獲得の立場からいふふうなことを基礎として相当の主張が持た込まれるものと考え、そういう加入問題につきましても、将来一つそういうこともよく御研究願ひたい。これ以上は申し上げませんが、参考のために置いて置きます。

が、併し内外にこの法律の規定の及ぼす影響というものは非常に大きいと思つて、而も各個人の生命に關する場合にタッチすることがあるわけですね。単に法律上の説明だけでは私はいかんとお思つてます。この条約に加盟するかどうかという点も、これは非常にいいことだと私も思つておりますけれども、そのういふふうな些細な点まで麻薬というものを手術とかいふ、例へば戦争のときに手術するとかいふ、このときに影響して来る問題でありますから、十分御検討願つて、私の質問を終ります。

○吉川末次郎君 私としては、政府の御提案の趣旨に別に対抗申上ることはないのでありますが、この点もよくと承わつて置きたいと思つてます。が、こういうような国際条約或いは協定等を列国が結びました後において、こういう条約や協定が国際間に十分に履行されたかどうかというのを多少知りたいたいと思つてます。それは世界の強國が従来は随分と苛酷なる植民地政策のために計画的、意識的に植民地の住民に對して麻薬をむしろ飲用することを奨励するやうな残酷な政策を随分とつて来たと思つてます。その現われ

は古いところでは支那で言へば阿片戦争のやうな原因になつたやうな事、或いは満州事変直後、満州に旅行したとき等の経験から行きまして、日本の植民地政府が満州居住民にどういふ政策をとつておつたか。今のやうなことをやつておつたかどうかは申し上げることはできませんけれども、至る所に阿片の吸飲所のようなものが随分あつたことを記憶いたしております。それから三十年ほど前でありましたが、仏印等におきましてフランスの植民地政府がやはり安南人等に奨励して、或いはこれを取締りしておるかは私にはつきりわかりませんが、盛んに飲用してあり、又飲用所が随分あつたことを見たのであります。が、こういう条約及び協定を締結した後に、その協定事項及び条約に規定されたことが果してどれだけまでよく実行されていかどうか、これはお答えを願ひたい。非常にもむづかしいお答えになると思つてますが、例へば国際連盟なら国際連盟、或いは国際連合等において締結国間においてその取締の履行について具体的に何か問題になつたやうなことがあつたかどうかというやうなことを中心にして、一つ何か材料があれば外務省としてお話を願ひたいと思つてます。

○説明員(須山達夫君) 只今の御質問は一般にいろいろ問題について、国際条約といふことではなくて、麻薬、阿片に關する国際条約について十分守られたかどうかという御質問だと了解いたしました。私の存じておることを申し上げます。阿片、麻薬に關します条約の規定自身を守るといふことと、精神を守るといふことは大

分違ひるので、これまでに六組の条約ができましたのも、簡単に申してしまえば、麻薬といふものは人間の生命を救う大事な役をすると同時に、これが人間の体を蝕む危険な薬として使われるという二つの面があるために、最初から理想的な条約を作ることができなかったために、ここに見られるやうに六組の条約が非常にむづかしい規定をしながらできて来たわけでありまして、従つて世界の各國がこれらの条約の規定自身に背いたかどうかという問題は、この麻薬条約の場合におきましては、各國が今年はいかにいかに。輸出入の關係におきまして、見積書を国際連盟に出しまして、それに従つてどういふふうに使つたかといふこと、細かい統制と申しますか、報告の方式をどういふふうにするか、各國は自國の薬用としての需要量を超えて使用いたしたと、自然にその点がばれる仕掛けになつておるわけでありまして。そこで我が國といたしまして、国際連盟におきまして、説明に苦しんだんじやないかと思つてますが、私は印象を持つておるわけでありまして、この問題は結局、或る國の中に密輸入が行われるということが条約違反じやないものであります。密輸入、密輸出或いは不法な製造、不法な輸出入であります。そういうものをよく禁圧する行為がとられておるかどうかが問題で、問題に一番なるわけでありまして。その点につきましても、これはまあ私のやうなもの印象を申上げて、誠に済まないわけでありまして、世界の全体を大体において国際連盟なり国際連合といふものが、報告と見積りによつて捉えまうと

きには、大体においてどこが一番危険

に麻葉課というようなものをお置きに
なるといふ先ほど御説明のような、こ
れを取締るよりうろくな手段の形

は伺いましたが、實際これが如何に行われておるか。又取締上どういう困難があるか。又これの中毒者の処理等について厚生省の考えを一応伺つておきたいと思ひます。

○説明員(齊藤正君) 戦前におきましては麻薬の取締がまあ阿片とそれから阿片以外の麻薬とに分れておりました。つまり阿片といふものは御承知のように阿片法によつて取締つておりました。この阿片法によりますと、これを作るのは全部地方長官の許可を受けると。こういうことになつておりました。全部許可を受けて作つていたわけでございます。それで作つたものは政府が買上げ、そして政府の専売としてこれから医療阿片を作りまして、これが各都道府県にありました。二の三のういつた医療阿片販売人のみに販売を許可しておりました。それでそのものの以外の医療阿片の販売を禁止していただけてございます。それで阿片につきましましてはまあ医薬品に携わる人、そのほかの人をも取締つておりました。併し阿片以外のモルヒネその他を薬事法等で……前には麻薬取締規則、あとで薬事法の施行規則に入りました。あとで、これは製薬とか医療販賣を業とする者だけを縛つた法律でございまして、一般の人については規定はございせん。従つて戦前においては一般の人はお医者さんなり、薬剤師なりからもちつた場合、そういう場合には正當な所持となりまして、不法所持となりません。従つて戦前においてはこういう状態ではございまして、麻薬の不正使用というよりなことは考えられませんでした。事實、日本人自身では麻薬は使わなかつたやうで

ございます。それを飲んで中毒者になつたという例は余りないやうに聞いておりますが、主として例えは胆石症とか胃潰瘍とかになつて、それを治すために麻薬を運用してなつたという例が多かつたやうであります。或る有名なお医者さんは、殆んど大部分が、戦前はお医者さんの責任だつたと、そういうふうにも極言されておるのでございします。それで幾ら使つた、どういふふうに使われたかといふことは、ちよつとそういう関係で従来の数字といふものは全然ございせん。この点は法の違反が若干あつたやうであります。ところが阿片煙膏につきましては、これは刑法の第十四章の阿片煙二關スル罪で最高は十年以下の懲役と、こういうふうな懲罰に処しておりました。阿片及び阿片煙膏の犯罪といふものは殆んどなかつたやうに聞いております。阿片のほうは多少ございまして、阿片煙膏のほうは殆んどなかつたやうに聞いております。終戦直後は、一般のかたが取締制度が変つたといふことを全然知らない人が相当多うございました。従来の觀念で麻薬等を密売した人が相当多かつたのであります。そして終戦直後にはモルヒネ、ヘロインは余りございせん。パナル、そういうものが多かつたやうに思ひます。それからナルコポン、大体こういうものが終戦直後は使われておりました。併しだん／＼と世の中が敗戦後の類氣分と申しましようか、そういう気分から、先ほど申し上げましたやうに若い人がヘロインを吸い始め、吸つて間に合なくなつて注射する、そういう状態になつて参り

まして、一年々々この状態は悪化する傾向にあります。それで先ほど申し上げました非常な高価なものでございします。この麻薬を買わなければならないので、この麻薬を買つたために相当無理をして悪いことをして金を得る。麻薬の害悪と同時に、麻薬を買うための金を得るために相当悪いことをする、そういう害悪が非常に大きくなりつたやうに思ひます。これは将来はもつと悪くなるのじやないかと思ひます。それで違反の内容その他も相當悪質になつて参りました。従来は取締の拙劣や幼稚さもあつたと思ひますが、相當大量のヘロインが、従来と申しますか、今の法律の前ボツダム政令である麻薬取締規則でございしますが、これを施行された當時は、そう悪質と思われるものはございせん。最近では悪質な犯罪が非常に多くなつて参りました。これを法律なしで放つて置きましたならば、御承知のヒロポンの何十倍の害悪が出たのじやないかと思ひます。ヘロインの大部分が現在ヒロポンであります。ヒロポンの的確な使用量はわかりませんが、ヒロポンは多い場合には日に二十本ぐらい使うのじやないか、数字の上から見ますと……ヘロインの注射を日に五十本ぐらい打つたのじやないかと思われ、中毒者も多あります。そういう関係から相當数量のヘロインが消費されておると思ひます。的確な、どのくらい消費されておるか、そういう不正使用のものはわかりませんが、それで今の取締を一番困難にする理由と申しますと、一般のかたが麻薬の害悪の恐しさを認識されてないといふことに尽きると思ひます。従つてまあ取締捜査官等でも麻薬といふものの認識

がない。従つて私のほうの人数ではどうしても一般の警察職員援助を仰がないとできない状態でございます。が、そういう場合でも一般の警察職員のかたに認識が足りないために、相當取締その他困難な場合がございします。それと一般のかたの認識の足りないことも困難を來しておる理由でございます。それと税関が、現在直接私のほうの職員のように司法警察権を持つていない、そういう点も一つ大きな困難な理由でございます。これは一番いいのは、税関で抑えて頂ければ一番いいわけでございます。併し税関のかたがまだ馴れていないといふこと、それから司法警察権を持つていただければ、散らばる前に大もとで抑えて頂ければ、相當防げるのじやないかと思ひます。相當防げるのじやないかと、併し運ばれますものが、密輸入されますものが、かさが非常に小さい、そういう点から必ずしも税関を通らない。小さな船でもこの海岸にも揚げられる。そういう点の一つの大きな取締の困難な理由になつております。それから消費数量と申しますと、合法的な消費数量でございますか。

○國伊能君 いえ、一般の最近非常に若い連中にこの注射が拡まつておるといふ寒心すべき情報がい／＼來ますので、その点でもよく伺つたのです。なお取締規則が現在非常な欠陥があることは只今伺ひましてよくわかりました。有難うございました。

○委員長(有馬英二君) よろしうございしますか。ほかに御質疑がなければ次に移ります。

○委員(有馬英二君) 次に派遣議員の報告を議題といたします。國委員簡単に……

○國伊能君 只今委員長から御指名を受けましたので、去る一月十一日から一週間ほど私岩国、徳山の元陸軍及び海軍燃料廠あとの賠償地域を視察いたしました。続いて鹿児島に参りました。新しく日本に帰属いたしました七島の状態を調査員の報告を聞いて歸りました。簡單なる御報告を申し上げます。

岩国の陸軍燃料廠は二十万坪ある非常に龐大な地域でございますが、その中で只今返還を受けておりますのが十萬坪、転用済みなのが五萬坪ばかりでございますが、なお非常に大きな地域が残つております。これを概括的に申しますと、従来の陸軍燃料廠で非常に大きな施設がございしますばかりでなく、陸軍が引退した引込線、或いは二里ばかり遠くから引いて参りました水道の設備もございまして、工場の立地条件としては極めて良好なものでございまして、その転用方針として大蔵省の管財局が大体これをお世話をしておりますが、いろいろ設備を生かしてこれを転用させるやうな方法もとつております。これは非常に疑問がございしますが、今日多少これを転用も許可されておる、使用を許可されておる会社もございしますし、只今まだいろいろな会社がかたに転用の願ひを出して躊躇いたしておるものもございしますが、國家施設として考えますと、非常なひどい爆撃を受けておりましたけれども、その中に発電所のごとき龐大な施設があります。併しこの発電所を使うと……これは粉炭の燃料の火力発電であります。

すが、使うとすると、経済的には非常に成立たないようなものでございまして、部分的にこの燃料廠の一部を或いは肥料生産とか、周東化学なんというものが使つておりますが、割合にこれを転用することが、非常に機械設備が困難でありまして、大きな運搬した工場の一部を一つの独立会社が使おうとしても、その動力とかその他の電気とかいう関係で、できないような状態でありまして、なお、大蔵省はできるだけこれを立地のまま利用しようという考えでありますために、今日引受けの会社とでも成算が立たないといふような状態で、比較的、極めて意味のないような使ひ方をしておられる所が多いかと思ひます。要するに燃料廠でございまして、これを一つ大きな燃料関係に転用すれば、一番新しい設計と古い設計が合致するのであります。但しその中でもこの燃料工業としては相当旧式なものが属しますので、今日とは違ふものがあるが、この転用はむしろ今日壊れた工場をできるならばスクラップで払下げて、整地して新しいものに使う。立地条件は非常にいいところでございますから、そのほうがよいのではないかという感想を得ました。これに関連しまして、徳山はすでに二十一万坪の地域がございまして、終戦後全部施設をスクラップで払下げてしまひまして、平地になつております。

それで払下げたところが、それは相当出光興産とか或いは徳山市とか、農業協同組合とか、或いは専売公社などに土地を払下げたところが、そこを今度使進駐軍が急にドラム罐置場にしてしまつて、引受けたけれども現在使えないというふうな状態になつております。これらのところは将来何か行政協定その他で、すでに払下げた地域をただ進駐軍が使用してある形でございしますが、何とか合理化して頂かなければならないような問題がまあ所々に起つておりました。なお徳山は、その山の中に十一基ほど、一基は爆破したものであります。十一基ほど五万トンの燃料を入れる地下のタンクの底大なのが残りつております。これは全部今日空になつております。半割のものも一つありました。こういうようなものはそのまま遊休施設として遊んでおりますのは非常に残念なことだと思ひますが、これらの西燃料廠の跡を見ますと、やはりこれらの施設を活かすには国家的な総合計画を早く立てて、活き得るものは活かして、そうして不要なものは払下げるというふうな、もう少し大蔵省の管財局が単なる収支計算の上からのみこれを払下げておられるのではなく、積極的な国家計画の上から考へて、積極的に活かされるというふうなほうがいいというところを考へました。異体的なことは報告に書きまして又御説明いたします。

なお七島の問題は、先日ちよつと質問いたしましたので大体盡きておりますが、結論だけ申し上げますと、この七島の生活困難者の救済は、米国の管轄時代におきましては非常に不満足でありまして、飢饉に瀕する程度のものが非常に多かつたのであります。日本治下になりまして、月収三千円以下の者が多く、生活保護法の適用を受ける者が大部分であります。これらの生活状態の向上を速急に講じて頂きたい。それからルース台風によりまして、この地方、琉球は昨年非常な台風がありまして、学校は殆んど潰れておりまして、僅かに屋根を葺いて、而も吹きさらしの所に生徒が集つておられる状態である。これらの学校建設も至急に必要である。なおガリオア資金百五十万円ばかりで道路を作つたのであります。司令部のことで余り申上げられないかも知れませんが、ガリオア資金の返済を要求しておられる特殊な事情があります。なお公務員の給与を補填する必要があります。又アメリカ側の補助打ち切りによりましていろいろな補填しなければならぬ費用も諸方に見られます。又この七島の一番重大な問題は、交通が杜絶しているような状態でありまして、何とかして早く交通機関をやつて頂きたい。実は私企業で鹿児島汽船会社がこれを計画しているといふこともありましたけれども、到底私企業としては成立し得ません。殊に台風が多い所でありまして、相当船が堅牢でなければならぬ。僅か二百トンぐらいの船で通つては非常に危険がありますので、交通の復活を第一にして頂きたいと思ひます。これには先日申上げましたが、鹿児島湾に終戦直後ございまして金十九、八百トン余りのものが取られてしまつて、今奄美大島へ行つておられます。奄美大島、琉球間を通つておられます。これが従来はこの七島と奄美大島を繋いでおつたのであります。これをもう一遍こちらに接収を解除して頂きますと、金十九を運搬して頂く、できれば協約を結びまして、七島を過ぎて奄美大島に行く、そうすれば経済的にも成立つことのできるかと思ひますが、取りあへずこの交通を早く開いて、一つ我々の

ために生活物資の補給その他の改善をして頂きたい。これを単に地方行政の部門に属し、鹿児島県の一部といたしまして、鹿児島県の管轄下にあつて、鹿児島県費によつて助けるというだけでは到底十分でございまして、特殊な状態として国家的に援助する方法を考へて頂けたらよろうというものが私の視察の結論でございまして、甚だ簡単でございまして、御報告申し上げます。

○委員長(青馬三君) それでは第二班といたしまして私と金子委員と二人、随行として久保田員一郎専門員、委員部主事杉山君、この四名で新潟、福島県下の視察を行いましたことを簡単に御報告申し上げます。

私も委員からは新潟、福島県下の賠償指定工場及び不法入国監視状況視察のため、一月十七日に東京を出発いたしました。長岡市、新潟市、佐渡ヶ島、福島市を経て一月十九日東京いたしました。

賠償指定工場といたしましては長岡市で、津上製作所及び倉敷機械長岡工場、新潟市では新潟鉄工所を、それから福島市では日平産業福島工場、福島製作所、富士産業福島工場、サクラ計機及び旧第一海軍技術研究所疎開倉庫の五ヶ所を見学したほか、両県庁で主任官から説明を聴取し、又業者と賠償関係の懇談をいたす機会を持ちました。

新潟県下の三工場中、津上製作所では賠償指定機械が二百三十台、これは目下全部稼働中で、休止しているものは一台中もありませんが、倉敷機械長岡工場では賠償指定機械三百四十六台中、稼働中のものが二百九台で、残り百三十七台は休止中の状態でありまして、又新潟鉄工所では賠償指定の四百四十一台中、稼働中のものが三百四十四台で、残り百三十七台は遊んでおられるような状態でありまして、県下全体といたしましては七千五百台の賠償指定機械中、目下稼働中のものは三千六百四十三台でありまして、残りの三千三百六十二台は全然利用されないで遊んでいる状況であります。

福島県下では、工場別の数字は省略いたしました。全体としてみますと、賠償指定機械三千八百五十四台中、稼働中利用されているものは一千二百三十三台で、残りの二千七百三十一台は休止中の状態でありまして、その他に旧海軍技術研究所の疎開機械が東北財務局所管として倉庫に二百九十四台眠つております。

これらの賠償指定の機械は、当該工場利用できるものは利用し、他工場へ貸与できるものは貸与されて、できるだけ利用する方針の下にあるのであります。機械そのものが武器製造用のものであつたり、又工場の立地条件が悪く、利用しても引合はれない等の理由で、以上のように多数の遊休施設が残存している次第であります。

このように新潟、福島県下だけでも六千台の機械が遊んでおられるわけでありまして、全国としてみますと、恐らく数万台の機械が休止中のことであります。これは国家経済の上から遺憾なく一日も早くこれらの遊休機械が日本経済のプラスとなつて動き出すよう、政府としては総合的な対策を考へられるべきであると思ひます。最近では工作機械が不足しておるので、工

作機械買入れのためのミツションが目下米朝中の由であります。これらの遊休施設には工作機械が多いから、これを余すところなく見てもらつて、日米合作の上これらの利用を考案することがよいと思われまゝ。

賠償指定工場側では、税金の問題、監理維持費の問題、賠償指定解除後の措置等について政府に対する要望が相当ある模様で、連絡協議会を作つて全国的に協議中でありまゝから、政府側としても明確な対策を持つて措置することが必要と考えられます。なお佐渡ヶ島では大平鉱業を見ました。

それから不法入国につきまゝしては、両県の警察隊並びに新潟の第九管区海上保安本部で説明を取りました。又佐渡ヶ島の二見村で監視哨の事情を聴取いたしました。新潟県では不法入国は昭和二十四年百二十三名を最後といひましてその後はなく、ただ登録令違反等の犯罪が多少あつた程度である由であります。尤も沿岸に機雷の漂着が相当あり、これが対策に腐心している模様で、佐渡ヶ島には九カ所に監視哨が設けられてあります。これらの監視哨には各四名の職員がいて、交替制で常時監視に當つてゐるのであります。

臨時監視の制度である關係上、設備が乏しく、且つ手当も一人やつと三千円くらいで十分ではない、併しこの人件費は部落の負担とされてゐるよう、部落として相當の負担となつてゐる由であります。

以上甚だ簡単であります。御報告申し上げまゝ。

○中山議員 私は政務次官にちよつとお尋ねしておきたいのですが、先だつて工作機械の調査団が参りまして、

団長のクラークという人が来たようですが、あの滞在中売込み運動というものが相當に激しく行われまして、特定の組合が人間、工場を制限していろいろ策動したというやうなことで随分困つた業者が多かつたやうに思つておるのですが、あつたやうなときにはどういふふうな指導しておられるのですか。又特別に外務省のほうから、こゝういふふうにしたらいだらうというやうな勧告でも行なつておられるんですか、どういふふうに取り扱つておられるんですか。

○政府委員(石原幹市郎君) この問題は、実は私も個人的に昨日も聞かれました。いろ／＼調べておきたかつたんであります。丁度外務省としては経済局長が今いろ／＼の会合に出ておるであります。その機会を得なかつたのであります。通産省が主としてこの問題の折衝をいたします。外務省の経済局はいろ／＼貿易、対外経済政策の基本政策の立案をやつておる。直接の折衝をいたしておる。これ又承知し得ました範囲において次の機会にでもお答えしたいと思ひます。

○伊藤議員 只今委員長から御報告のありました賠償機械の問題、賠償工場、その他旧来の工廠關係のことは相當重大なものと思ひますが、一度委員長におかれまして、この賠償關係の當局と、我々質問をし意見を聞き、我々も意見を述べる機会を与えて頂きたいと思ひます。

○委員長(有馬三二君) 丁承いたしました。

○委員長(有馬三二君) それでは次に、本委員会に付託されております賠償書二件を議題といたします。先ず専門員をしてその趣旨の説明をいたさせます。

○専門員(久保田實一君) 陳情第三百八号は、神奈川県鎌倉市海軍演習地を海軍演習地に指定反對の陳情でございます。陳情者は神奈川県藤沢市の辻堂の藤田純氏ほか一名でございます。神奈川県辻堂にありまゝる元海軍演習地において終戦直後から行われまゝした海軍の火薬庫破産並びに演習によりまして地元の辻堂及び鶴沼海岸の一帶は家屋の損傷、ガラスの破損等の被害を受け、修理のできない者が多い状態である上、病人とか小兒に与へた精神的影響が甚だ大きいものがあつた。陳情者は同地に演習地に指定されまゝる地元の発展を著しく阻害するもので、行政協定を要機としていたしまして駐留軍の演習地として指定されないうちに善処願ひたいという陳情でございます。

○政府委員(石原幹市郎君) こういう問題につきまゝしては議和発効に際しまして、日米両国間で一応全部の問題を再検討いたしまして、それ／＼の地域その他を決定することになると思ひますが、現地の要望等は折衝に當りまゝする者において十分考慮に入れまゝして、検討をして行きたい、こういうことになつております。

○委員長(有馬三二君) ほかに御質問ございませうか。御質問がなければ、本案は採択に決定いたしました。

○委員長(有馬三二君) さういふ取計にいたします。

○委員長(有馬三二君) 次は陳情第三百四十五号。○専門員(久保田實一君) 第三百四十五号の陳情は、アメリカ駐留軍の国立文教地区内ホテル等利用に關する陳情でございます。陳情者は国立の橋本大学内の国立文教地区協会の中山伊知郎氏ほか二名でございます。元來国立は、学園都市として建設されまして、一橋大学とか国立音楽大学等の学校がありまゝる文教地区であります。開業が殖えまゝしたので、学園都市としての環境が著しく破壊されておる。このやうなホテルが学校から見ると視野の中にありますので、教育上も遺憾の点が多いから理想的学園都市建設のために、日米行政協定の中にアメリカの進駐軍がこの文教地区内のホテルを使用しないといふやうな条件を加えてもらひたい。そうして意見いたしました。元來駐留軍は特別の場合であるのだからして、駐留地附近に特別の地区を限つた施設を設けて、学校地域、住宅地域の風紀の保持を図つてもらうやうにしたい、こういう陳情であります。

○政府委員(石原幹市郎君) これは別に行政協定の中にどういふやうな問題にはならんかと思ひますが、御案内のごとく今回の協定に當りまゝしうことにもなつておりますし、又建前

としても日本の風俗、習慣その他を十分理解、考慮に入れて行動するといふことであるので、先方においても適當に善処されることと思ひますが、なお総司令部等を通じて、部隊幹部のほうにもこゝういふ問題があるといふことは十分伝えまして、適當なる対処策を講じてもらつておるのではありません。併し問題はむしろ日本の内部にあるのでありまして、今後日本といたしまして、十分さういふものの風紀保持といふことが、風紀上の取締をやつて行かねばならんと思ひます。昨日の衆議院の外務委員会におきましていろ／＼意見、質問等がありまゝした。勿論、当局においてもこゝういふ問題について十分考究し、今後の対策を考へて行かねばならんといふことを政府のほうでも答へておりました。両々相待ちまして適當なる施策を講じて行かねばならんかと思つておる。

○兼松議員 只今の政務次官の御意見の中に、この問題を行政協定に入れた範圍外だと思つておるのには甚だ當を得ないと思ひます。安保条約第三条にアメリカ軍隊の日本国及びその附近における配備を規律する条件、これこそが行政協定の中心で、只今のやうに国立でさういふふうにはアメリカの軍人が風紀に關して学園都市に重大な障害を及ぼしてゐるやうなことを、さういふことが解決できないやうなことで何の行政協定であるか、あなたはたゞさんの言葉をお使いになつたが、たゞさんの言葉は要らないので、やはりこれに對しては外務次官としては善処するといふことを明言するべきもので、その点あなたの

としまして日本の風俗、習慣その他を十分理解、考慮に入れて行動するといふことであるので、先方においても適當に善処されることと思ひますが、なお総司令部等を通じて、部隊幹部のほうにもこゝういふ問題があるといふことは十分伝えまして、適當なる対処策を講じてもらつておるのではありません。併し問題はむしろ日本の内部にあるのでありまして、今後日本といたしまして、十分さういふものの風紀保持といふことが、風紀上の取締をやつて行かねばならんと思ひます。昨日の衆議院の外務委員会におきましていろ／＼意見、質問等がありまゝした。勿論、当局においてもこゝういふ問題について十分考究し、今後の対策を考へて行かねばならんといふことを政府のほうでも答へておりました。両々相待ちまして適當なる施策を講じて行かねばならんかと思つておる。

としまして日本の風俗、習慣その他を十分理解、考慮に入れて行動するといふことであるので、先方においても適當に善処されることと思ひますが、なお総司令部等を通じて、部隊幹部のほうにもこゝういふ問題があるといふことは十分伝えまして、適當なる対処策を講じてもらつておるのではありません。併し問題はむしろ日本の内部にあるのでありまして、今後日本といたしまして、十分さういふものの風紀保持といふことが、風紀上の取締をやつて行かねばならんと思ひます。昨日の衆議院の外務委員会におきましていろ／＼意見、質問等がありまゝした。勿論、当局においてもこゝういふ問題について十分考究し、今後の対策を考へて行かねばならんといふことを政府のほうでも答へておりました。両々相待ちまして適當なる施策を講じて行かねばならんかと思つておる。

見解は間違つておるのじやないかと思
いますので、明快にして頂きたいと思
います。

○政府委員(石原幹市郎君) これは、
私はいろいろのまあ売春の場所のこと
でありますから……今行われておるも
のが日本の関係のものでありますして、
一般日本の風紀の取締の問題として研
究して行かねばならん問題であり、そ
れから同時に、駐留軍は日本の法令は
十分尊重するという建前になつており
ますので、私はそのことを只今申し上げ
たのでありますして、放つて置くといふ
ことではないので、善処するといふこ
とを申し上げたのであります。

○兼岩傳一君 あなた、善処するか
しないかというその言葉尻を言つてお
るのではなく、善処されるものにつ
いて、これは当然行政協定が解決すべ
き問題でないかあなたが言われる、そ
うでないけれども、まあ折角陳情が出
ているからお慈悲的にやろうというふ
うにとれるので、私が非常に遺憾だと
言うのはその点であります。当然行政
協定はアメリカの軍人、軍属、その家
族の風紀をも規律するものであります
から、政府としてそういう逃げ口上は
許されたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) こういう
ホテルその他のものは駐留軍自身の施
設ではないのでありますして、そういう
意味で行政協定自体の中に繰込むべき
筋合いのものでないのじやないかとい
うことを私は申し上げたのでありまし
て、この問題を全然政府として取上げ
ていないといふことは一つも言わな
いのであります。これは兼岩委員が何か
誤解をされておるのじやないかと思
ひます。

○岡田伊能君 この国立の問題は私自身
が陳情を受けております。それでこれ
は日本人が甚だ変なホテルの開業をし
て、進駐軍はそこにいるわけじやあり
ませんが、よそからやつて来る者を誘
うような所作を作つておる。それで外務
次官も地方行政に非常に御精通のかた
でありますから、その方法は十分にお
考えになつておると思いますが、併し是非
これはホテルを立退かせるとか、文教地
区として特殊な施設について政府とし
てよく考へて頂いて、この地区からこ
ういう如何わしきものを、而も学校の
隣りにあるものでありますから、それを
どこかに退けてもらつて一つお骨折
りを願ひたいと思ひます。

○政府委員(石原幹市郎君) 承知いた
しました。

○委員(有馬英二君) ほかに御質疑
がなければ、本件は採択することに決
定いたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(有馬英二君) それではさよ
う取計いたします。

○兼岩傳一君 議事進行について……、
私今日十時に正確に來たのです。そ
うしたら皆さんが來ておられないの
で、拡声器で呼んで頂きたいというこ
とで……、それでずつと自分の所用を
果しておりましたために、連絡があり
まして参りましたら、すでに始まつて
おりました。今日は十時から岡崎國務
大臣が來られて行政協定について、か
ねて議事の方針としてきまつていた重
要問題についてやるものと考へて私は
十時より前に來たら、全く違つた議事
進行がとられたのですが、それはどう
いう事情ですか。

○委員(有馬英二君) 實は岡崎國務
大臣が本日特別にラスタ特派と何か話
合ひがありまして、本日はどうしても
都合がつかないというお断りが昨日
の午後になつておりました。再三交渉
をいたしましたのでありますけれども、ど
うしても都合がつかないといふことで、
然らば他の付託された事項を審議しよ
うと、こういうようなことにいたしました
ようなわけでありまして、一つ御了承願
ひたいと思ひます。

○兼岩傳一君 私は、この会派の如何
にかかわらず行政協定が安條条約の仕
上げとして、如何に今後重大なる役割
を日本国民に及ぼすかといふことは、
思い半ばに過ぐるものがあると思ひ
ます。従つて、きまつたことはこの外
務委員会としてやつて行かないと、結
局開店休業のような形で愚弄された、
侮辱された形において、この委員会
が、政府当局から国民の代表でありな
がら、雙機数にされるというふうにと
の委員会が運営されている事情を甚だ
情けないと思ひます。従つて理事会で
十分検討されまして、これからは政府
委員、大臣といへども公僕であり、第
一級の公僕である。率先して、我々に
求められるまでもなく詳細に説明する
義務があると私は思ふのですが、この
委員会の運営につきまして、会派の如
何を問はず問題を明確にするという点
について、一段の委員長及び理事諸君
の御努力をお願いいたします。

○委員(有馬英二君) それじや一言
委員長としてお答えいたします。決し
て会派によつてどうこう運営を違へる
というようないふことを考へておりませ
ん。常に公平にやつておるつもりであ
りますが、本日の岡崎國務大臣の出席

のできなかつたことは、昨日は内容が
はつきりいたしておりましたのでした
が、今朝になりまして、漸くなせ國務大
臣が出席できないかといふことが大休
明らかなりなりました。それは決してこ
の会を無視しているとか、或いは輕視
しているとかいふような意味ではない
ように私は解釈いたしましたものですか
ら、了承したようなわけでありまして
○兼岩傳一君 どういう点でしよ
うか。

○委員(有馬英二君) その点は一つ
御了承願ひたいと思ひます。なお行政
協定のことは政府は本日発表するとい
ふようなことではありますから、その後
におきまして今後十分御検討を願ひた
い。本日は誠に遺憾でありましたけれ
ども、本日は一つ他日に譲ること
に御了承願ひたい。

○兼岩傳一君 私は会派によつてどう
と言つたのではなくて、どういふ会派
に所属しようとも、行政協定が調印さ
れる前に問題を明らかにされること
は、国民の代表としての義務であり、
政府は公僕として事前にこれを明らか
にする義務があるのじやないか。従つ
てこの外務委員会が十分にそのために
働くといふふうにならなければいけな
いのには、どうも我々は時間を守つても
大臣のほうに約束を守らないという形
で、そのまま調印に走り込んでしまふ
といふことは、委員会として非常に遺
憾だと思ひます。勿論調印後といへど
も我々はその正当性を検討して、その
会派々々の立場から、それを明確にし
て行かなければならんことは無論です
が、私は以前においてこの委員会です
分それを検討しなければならんのだ
ないかといふことを言つておるので、

会派の問題はそういう意味ですから、
一つ委員長、理事におかれまして、今
後の運営について毅然として約束を守
つて、問題を明快にして行くといふこ
とに、一段と御努力をお願いしたい。
こういうふうにお願ひしておきます。

○委員(有馬英二君) それではお答
えいたします。私は兼岩委員の御意見
に全く賛成しているものであります。兼
岩委員が言われるように、行政協定を
調印前にこの外務委員会が十分審議を
するといふ必要がある、それが当り前
であると私は思つておつたのでありま
すが、政府はそういう見解をとつてお
らないことは衆議院のいろいろの委員
会においても政府が言つておる通りで
ありまして、甚だ我々が意を得ないと私
は思つておるので、この点は今後の行
政協定の審議といひましようか、にお
きまして、十分一つ政府の責任を問う
べき必要があるのではないかと私は考
へておるのであります。どうぞその点
は御了承願ひたい、かように思ふの
です。

それでは本日はこれを以て散會いた
します。

午後零時三十八分散會

昭和二十七年三月十日印刷

昭和二十七年三月十一日発行

参議院事務局

印刷者 印刷 庁